

**令和元年度狩猟期間における  
銃猟安全対策とエゾシカ対策にかかる基本的な方向について**

令和元年 8 月 8 日  
北海道森林管理局  
北 海 道  
北海道猟友会

昨年 1 1 月 2 0 日に狩猟者の誤射により森林内で作業中の国有林職員が死亡するという重大な事故が発生しました。職員はオレンジ色のヘルメットと赤色のジャンパーの目立つ格好をしており、狩猟者において矢先の確認、獲物の確認という銃猟の基本中の基本が守られなかったことが大きな原因です。

狩猟は野生鳥獣の保護管理や農林業被害防止対策に対して多大な貢献をしていますが、何よりも銃猟の安全確保は最優先する必要があります。

北海道森林管理局、北海道及び北海道猟友会の 3 者では、今回のような事故を二度と繰り返さないため、それぞれの役割に応じて銃猟安全対策の徹底を図るとともに、エゾシカ対策に取り組めます。

各主体の基本的な取組は次のとおりです。関係機関が連携して、令和元年度狩猟期間における安全対策とエゾシカ対策に取り組んでいきます。

## 1 安全管理に関する取組

### (1) 狩猟者に対して銃猟安全の徹底を促す取組

事故の再発防止の要となる、狩猟者自らの安全管理及び法令遵守意識を徹底するために、次のとおり取り組めます。

#### ①北海道の取組

- (総合) 振興局の安全パトロールを強化し、国有林、道有林、警察、北海道猟友会との合同で実施するとともに、警察との連携により違反行為に対しては厳しく対応。
- 全道 1 4 振興局で 9 月 1 日までに実施予定の狩猟免許更新時講習 (計 2 8 回) で、北海道森林管理局と連携し、狩猟者に対して昨年の事故の説明と法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。新規狩猟免許取得者には、出猟の心構えと事故・違反防止を啓発。
- 9 月に全道 6 箇所で開催予定の国有林、道有林と北海道猟友会が連携し合同により開催する全道一括入林合同説明会においても、昨年の事故の説明と法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 事故防止啓発のパンフレットを作成。道外在住者を含む狩猟者に対し、8 月下旬から受け付ける狩猟者登録時に配布し注意喚起。
- 実猟経験の浅い都市部の若手狩猟者を対象に、銃器の取扱等の安全教育や実猟講習を実施。

- 国有林の銃猟立入禁止区域等を示す図面や道有林野における狩猟区域図、市町村有林・私有林における森林作業予定位置図をホームページ上に掲載し、狩猟者登録時に配布する「鳥獣保護区等位置図」の配布と併せて、出猟に際しての事前確認の徹底を指導。
- 道有林において、残滓の放置などの法令違反や銃猟を禁止する区域において、銃猟行為を発見した場合、当該違反者について道有林への入林証の没収と次年度の銃猟目的での入林届を不受理。

## ②北海道森林管理局（国有林）の取組

- 各地の猟友会支部総会に森林管理署長等が出席し、昨年の事故の説明と法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 9月に全道6箇所で開催予定の国有林、道有林と北海道猟友会が連携し合同により開催する全道一括入林合同説明会においても、昨年の事故の説明と法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。
- 残滓の放置などの法令違反や、銃猟を目的とした立入りを禁止する区域において、一般の銃猟行為を発見した場合、国有林への入林届の没収と次年度の銃猟目的での入林届を不受理。

## ③北海道猟友会の取組

以下の再発防止策について、様々な手法で全会員に対して指導を徹底し、事故の撲滅に組織をあげて全力で取組み。

- 入会后5年以内の実猟研修の未受講者を調査し、当該者等を対象とした実猟研修を令和元年度狩猟期間において確実に実施。
- 支部・部会の総会、狩猟者登録時、狩猟指導員研修会などあらゆる機会を捉えて、法令、ルール・マナーの遵守を指導強化。
- 狩猟パトロールの励行により、会員及び会員以外に対する指導を強化。
- 練習射撃、射撃大会の開催による矢先の確認など銃猟安全技術の向上。
- 以上の取組状況について、今年度末に北海道森林管理局長に報告。

## （2）森林作業者の安全確保のための取組

### ①北海道森林管理局（国有林）の取組

- 上記（1）のとおり、北海道猟友会の再発防止策が令和元年度狩猟期間においても取組途上であることなどから、民間実施を含む各種森林作業が広く見込まれる平日については、十分な安全対策が講じられる有害鳥獣捕獲によりエゾシカ捕獲を推進することとし、一般銃猟を禁止。

休日等は一般銃猟は可猟。ただし、休日等においても、ハイキングなどの一般入林や林業事業者による伐採などが見込まれる区域は一般銃猟を禁止。

- 林道の入口に発砲禁止等ののぼりを掲げるほか、林業事業者による伐採現場等にも同様ののぼりを掲げるよう要請。
- 銃猟立入禁止区域等を示す図面を作成の上、北海道森林管理局のホームページに

掲載するなど、狩猟者に対する注意喚起を図る。

- 職員をはじめ国有林内で各種森林作業を行う林業事業者に対して、オレンジや赤など目立つ色の服装、ヘルメットの着用、極力白色のものは身につけないよう徹底。
- 道有林内に設定するモデル地区において、道有林をはじめ地域関係機関と連携して、一般銃猟の安全対策を検証。

## ②北海道（道有林、民有林）の取組

- 林業事業者等に対し、作業現場や林道の入口等の要所に、作業中を示す「のぼり」や作業箇所・期間等を明示した看板の設置を促進。
- 職員をはじめ林内の各種作業を行う林業事業者に対し、狩猟期間中は、オレンジや赤など目立つ色の服装やヘルメットの着用を促すとともに、エゾシカと間違われる恐れのある白色タオルなどの着用禁止を周知徹底。  
また、音や光で人の存在を知らせるため、ホイッスルや点滅灯の携帯を推奨。
- 森林作業予定位置図を作成のうえ、環境生活部の狩猟案内のホームページへ掲載するなど、狩猟者に対する注意喚起を図る。

### 【道有林】

#### ア 狩猟者の入林規制等

- 法令による狩猟禁止箇所のほか、事業予定箇所やレクリエーション等一般入林者が多い箇所等は狩猟禁止区域に設定。
- 上記以外においては、有害鳥獣捕獲や猟区等を除き、平日における一般銃猟を禁止。

#### イ 安全な狩猟に向けた関係機関との連携

- 要請に応じて猟友会等による実猟研修の場として道有林を積極的に提供（平日を含む）。
- 道有林内に安全狩猟モデル地区を設定し、国有林や振興局、猟友会支部など地域の関係機関を構成員とする「森林内安全狩猟協議会（仮称）」を設置。
- モデル地区においては、平日も一般銃猟を可とし、関係機関が連携して安全対策に取り組むとともに、協議会において狩猟者の動向や安全対策の有効性を検証。

#### ウ 森林の管理・整備業務における安全対策

- 現地において、狩猟者が現在地や可猟エリアと禁止エリアを認識しやすくするよう林道等に標識を設置。

## 2 エゾシカ対策について

### （1）北海道森林管理局（国有林）の取組

- 一般銃猟を規制する平日を中心に、これまで実施してきた市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲や森林管理署が主体となった捕獲事業について、市町村数や実施箇所数を増やすなど取り組みを強化。
- 新たに職員実行によるわな捕獲を積極的に実施するとともに、市町村等へのわなの貸出しにも取り組む。

- 食肉処理施設との協定締結によるエゾシカのジビエ利用の取組について、連携施設を増やすなど一層推進。

## (2) 北海道の取組

- 有害鳥獣捕獲のフィールドとして道有林を積極的に活用してもらうことのほか、実猟研修や安全狩猟モデル地区のフィールドとすることにより、安全な狩猟の確保とともにエゾシカの個体数調整に寄与。
- 道有林において、厳重な安全管理の下、車両で移動しながら個体数調整を行うモバイルリングや小型囲いワナの設置など、森林管理者として引き続きエゾシカ捕獲を推進。
- 道有林において、引き続き林道の除雪を行い、有害鳥獣捕獲や土日の一般狩猟の利便性を向上。
- 北海道森林管理局が取組を強化する市町村と連携して行う有害鳥獣捕獲について、市町村に周知して積極的な実施を促す。
- 道による捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を国有林内でも実施。

## (3) 北海道猟友会の取組

- 各地域における有害鳥獣捕獲及び個体数調整への従事、並びに、狩猟関係法令及びルール・マナーを遵守した適正な狩猟によって、エゾシカの適正な個体数の維持に寄与。